

国立知的財産庁（商工業投資促進省）  
（オマーン）  
（指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 ..... 附属書 OM. I

略語のリスト

- 国内官庁： 国立知的財産庁（商工業投資促進省）（オマーン）
- I P R L： 工業所有権法（王令No. 67/2008によって公布）
- I P R R： オマーン国についての工業所有権及びその行使に関する法律に基づく規則No. 105/2008

| 指定（又は選択）官庁<br>OM              | 国立知的財産庁<br>(商工業投資促進省)(オマーン)<br>国内段階に入るための要件の概要                                                                                                                                                        | 概要<br>OM |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 国内段階に入るための期間                  | P C T第22条(1)に基づく期間 : 優先日から30箇月<br>P C T第39条(1)(a)に基づく期間 : 優先日から30箇月                                                                                                                                   |          |
| 要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup> | アラビア語                                                                                                                                                                                                 |          |
| 要求される翻訳文 <sup>1</sup>         | P C T第22条に基づく場合 : 願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正したものの双方、及びP C T第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書<br>P C T第39条(1)に基づく場合 : 願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方） |          |
| 特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？      | 要求されない                                                                                                                                                                                                |          |
| 国内手数料                         | 通貨 : オマーン・リアル (OMR)<br>特許出願手数料 ..... OMR 300 (200) <sup>2</sup><br>実用新案出願手数料 ..... OMR 300 (200) <sup>2</sup>                                                                                         |          |
| 国内手数料の免除、割引又は払戻し <sup>3</sup> | 出願書類の提出日から5年間について産業財産権の業務に関する手数料は、国際出願が研究センターの研究者又は学校・短期大学・大学の生徒によって行われた場合には90%減額され、小企業によって行われた場合には50%減額される                                                                                           |          |

[次頁に続く]

1 P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 括弧内の額は個人が出願した場合に適用される。

3 詳細については2018年10月18日の省決議No. 206/2018を参照されたい。

| OM                                   | 国立知的財産庁（商工業投資促進省）<br>（オマーン）（続き）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | OM |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 国内官庁の特別の要件<br>（PCT規則51の2）            | 国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び<br>あて名 <sup>4, 5</sup><br><br>出願人が発明者でない場合には、出願人の権利を正当化する宣<br>言書 <sup>4, 5</sup><br><br>国際出願日の後に出願人の名称変更があり、その旨が国際事務<br>局からの通知（様式 PCT/IB/306）に反映されていない場合に<br>は、当該変更を証明する書類<br><br>出願人がオマーンに居住していない場合には、代理人の選任<br>代理人を選任する場合には委任状<br><br>国際出願の翻訳文 3 通<br><br>発明者が企業の場合には、商業登記簿抄本<br><br>一定期間における、権利濫用の結果としての開示、特定の博覧<br>会における開示、出願人による開示など、不利な扱いを受けな<br>い開示又は新規性喪失の例外に関する宣言書 <sup>4, 5</sup> |    |
| 誰が代理人として行為できるか？                      | 国内官庁に登録している特許代理人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |
| 国内官庁は優先権の回復請求を認めるか<br>（PCT規則49の3.2）？ | 認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用す<br>る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

## 国内段階の手続

IPRR Art.. 3(1)

### OM. 01 手続言語

手続言語はアラビア語である。

### OM. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

### OM. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書OM. I に概説されている。

IPRL Art.. 12(2)

### OM. 04 年 金

年金は出願日の翌年から始まる各年について前払する。所定の期間内に適用される手数料が支払われない場合であっても、遅延支払のための割増料の支払に基づき、6箇月の追加期間内に支払うことができる。手数料が追加期間内に支払われない場合、出願又は特許は取り下げされたものとみなされる。年金の額は附属書OM. I に示されている。

IPRL Art.. 95(1)

### OM. 05 代理人の選任

IPRR Art.. 5(1)

出願人がオマーンに居住していない場合には、出願人が署名した委任状によって代理人を選任する。出願日から60日以内に委任状が提出されない場合、出願は無効とみなされる。

IPRL Art.. 9(5)(a)

### OM. 06 審 査

IPRR Art.. 40(11)(d)

審査は、国内段階移行から60日以内又は国際出願日から36箇月以内の、いずれか遅く終了する期間内に請求しなければならない。

審査請求は、審査請求手数料が支払われている場合に限り有効とされる。手数料の額は附属書OM. I に概説されている。

IPRL Art.. 6(2)

### OM. 07 出願の補正

IPRR Art.. 40.6(d)

出願人は審査請求日までいつでも自身の出願の補正が可能であるが、出願時の開示の内容を超えないことが条件とされる。手数料の額は附属書OM. I に概説されている。

PCT Art. 24(2)

### OM. 08 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

48(2)

国内段階6.022から6.027項を参照。

PCT Rule 82bis

IPRR Art.. 40(12)(a)

### OM. 09 P C T 第25条の規定に基づく検査

PCT Art. 25

PCT Rule 51

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。出願人は決定通知日から60日以内に、適用される手数料の支払に基づき、アラビア語による国際出願書類及び添付書類を提出しなければならない。

PCT Rule 49ter.2

### OM. 10 優先権の回復

状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず12箇月の優先期間内に出願が行われなかった状況に国内官庁が納得した場合には、優先権の回復請求が認められる。優先権の回復請求では、優先期間を遵守しなかった理由を記載しなければならない。

IPRR Art.. 40(10)

**OM. 11 権利回復**

国際出願が取り下げられたものとみなされた場合、国内官庁は出願人の請求に基づき、国際出願に関する出願人の権利を回復するが、状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず期間を遵守しなかったものと国内官庁が判断することが条件とされる。権利の回復請求は出願が取下げ擬制とされた日から90日以内に登録官に対して行い、適用される手数料の支払が要求される。

**OM. 12 実用新案**

出願人がオマーンにおいて国際出願に基づき特許に代えて実用新案の付与を求める場合、出願人はP C T 第22条又は第39条(1)で規定する行為をする時点で、その旨を国内官庁に表示する。

IPRR Art.. 18(1)

**OM. 13 出願変更**

出願人が国内段階に移行するための要件を充足した後であれば、特許についての国際出願を実用新案に変更すること、及びその逆が可能である。変更は特許若しくは実用新案の付与又は拒絶前であればいつでも、手数料の支払に基づき請求することができる。

手 数 料<sup>1,2</sup>

(通貨：オマーン・リアル (OMR))

| 特 許                       | OMR    |          |
|---------------------------|--------|----------|
| 出願手数料 .....               | 300    | (200)    |
| 審査請求手数料 .....             | 300    |          |
| 補正手数料 .....               | 100    |          |
| 特許証発行手数料 .....            | 1, 000 | (500)    |
| 公開手数料 .....               | 50     |          |
| 年 金 :                     |        |          |
| －第2年度 .....               | 200    | (100)    |
| －第3年度 .....               | 300    | (150)    |
| －第4年度 .....               | 400    | (200)    |
| －第5年度 .....               | 500    | (250)    |
| －第6年度 .....               | 600    | (300)    |
| －第7年度 .....               | 700    | (350)    |
| －第8年度 .....               | 800    | (400)    |
| －第9年度 .....               | 900    | (450)    |
| －第10年度 .....              | 1, 000 | (500)    |
| －第11年度 .....              | 1, 100 | (550)    |
| －第12年度 .....              | 1, 200 | (600)    |
| －第13年度 .....              | 1, 300 | (650)    |
| －第14年度 .....              | 1, 400 | (700)    |
| －第15年度 .....              | 1, 500 | (750)    |
| －第16年度 .....              | 1, 600 | (800)    |
| －第17年度 .....              | 1, 700 | (850)    |
| －第18年度 .....              | 1, 800 | (900)    |
| －第19年度 .....              | 1, 900 | (950)    |
| －第20年度 .....              | 2, 000 | (1, 000) |
| 優先権回復手数料 .....            | 100    |          |
| 権利回復手数料 .....             | 50     |          |
| 特許出願から実用新案出願への変更手数料 ..... | 100    |          |

1 出願書類の提出日から5年間について産業財産権の業務に関する手数料は、国際出願が研究センターの研究者又は学校・短期大学・大学の生徒によって行われた場合には90%減額され、小企業によって行われた場合には50%減額される。詳細については2018年10月18日の省決議 No. 206/2018を参照されたい。

2 括弧内の額は個人による出願の場合に適用される。

| 実用新案                      | OMR   |       |
|---------------------------|-------|-------|
| 出願手数料 .....               | 300   | (200) |
| 実用新案証発行手数料 .....          | 500   | (250) |
| 年 金 :                     |       |       |
| －第2年度 .....               | 200   | (100) |
| －第3年度 .....               | 300   | (150) |
| －第4年度 .....               | 400   | (200) |
| －第5年度 .....               | 500   | (250) |
| －第6年度 .....               | 600   | (300) |
| －第7年度 .....               | 700   | (350) |
| －第8年度 .....               | 800   | (400) |
| －第9年度 .....               | 900   | (450) |
| －第10年度 .....              | 1,000 | (500) |
| 実用新案出願から特許出願への変更手数料 ..... | 100   |       |

#### 手数料の支払方法

手数料の支払はオマーン・リアル建で行う。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内番号，国内出願番号が判明していない場合には国際番号），出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類が表示が要求される。